

- 関係人口の規模や地域との関係性を可視化し、地域の担い手確保や活性化につなげる「ふるさと住民登録制度」を創設。
- 具体的には、「ふるさと住民登録」により、各種情報提供や行政手続きの円滑化をはじめ、地域での活動に役立つ官民の様々なサポートが受けられる仕組みを想定。
- 誰もがアプリで簡単・簡便に登録でき、担い手活動等を通じて地域との関わりを深められるよう、プラットフォームとなるシステムを構築。

目指す姿のイメージ

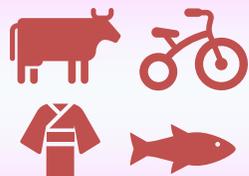
- ・ ふるさとに思いを馳せる方
- ・ 地域の力になりたい方
- ・ 災害ボランティア
- ・ 二地域に居住する方

など



関わりの深化

地域経済の活性化 → **ベーシック登録 (仮称)**

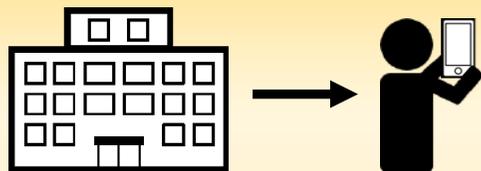


特産品購入
ふるさと納税



観光リピーター
年数回の帰省

自治体からの情報提供

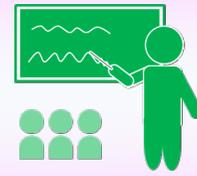


活動に役立つ各種情報を発信

地域の担い手確保 → **プレミアム登録 (仮称)**



ボランティア・副業
地元自治会への参画



二地域居住

自治体からの情報提供
官民の各種サポート



地域への
貢献

関係人口・ふるさと住民



「関係人口」とは

「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指します。

地方圏は、人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面していますが、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されています。

- [地域への新しい入り口『二地域居住・関係人口』ポータルサイト](#)

なお、自治体を実施する二地域居住・関係人口施策に要する経費については、[特別交付税措置](#)  を講じています。

- [地方自治体を実施する二地域居住・関係人口施策の推進について\(通知\)](#) 

ふるさと住民登録制度

地域に関わる方々との継続的な関係性を構築する取組等は、一部地方公共団体の独自の取組として実施されていますが、一方で、関係人口の規模や地域との関係性などが可視化できていないこと等が課題となっています。

そのため、地方公共団体の既存の取組事例等も参考にしつつ、住所地以外の地域に継続的に関わる方々を登録する仕組みとして「ふるさと住民登録制度」の創設に向けた検討を進めています。

- 第5回経済財政諮問会議(令和7年4月21日) [総務大臣説明資料\(抜粋\)](#) 
- 地方創生2.0に関する地方団体との意見交換(令和7年5月20日) [総務大臣説明資料\(抜粋\)](#) 
- 令和7年6月13日 [閣議決定\(抜粋\)](#)  (経済財政運営と改革の基本方針2025、地方創生2.0基本構想、デジタル社会の実現に向けた重点計画)
- [総務省重点施策集2026\(抜粋\)](#) 
- [令和7年度補正予算及び基本的な制度設計案\(令和8年1月時点\)](#) 

できるだけ多くの方々が、地域との関わりを深められるよう、誰もがアプリで簡単・簡便に登録でき、また地方公共団体の既存の取組を緩やかに包含できるような柔軟かつ間口の広い仕組みを目指しており、国民が地域との関わりを深めていくことができる制度となるよう速やかに検討を進めます。



概要



4つの原則



国際的な動き



日本の動き



子どもの権利条約とは？

(img/img_03.jpg). ※画像クリックで拡大します

子どもの権利条約は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められました。18歳未満の子どもを「権利をもつ主体」と位置づけ、大人と同様、ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な権利も定めています。

前文と54の条文中で構成されており、正式には「児童の権利に関する条約（Convention on the Rights of the Child）」と言います。

戦争、難民、労働搾取、障害など、困難な状況にある子どもたちの権利を擁護する内容はもちろん、全ての子どもが健やかに育つために必要な「暴力から守られる権利（第19条）」や「休み、遊ぶ権利（第31条）」なども掲げられています。

【読んでみよう! 「子どもの権利条約」 第1~40条】

(<https://mt.adaptive-techs.com/httpadaptor/servlet/HttpAdaptor?h0=fp&ui=kodomokihonhouhp&ro=kh&st=rb&np=/rights/>)



([img/img_01.jpg](#)). ※ 出典: 「子どもの権利条約第1～40条 日本ユニセフ協会抄訳」 (<https://www.unicef.or.jp/kodomo/nani/siryu/pdf/CRCshouyaku/picture.pdf>) (公益財団法人日本ユニセフ協会)

※画像クリックで拡大します

国際条約であるため、本条約に批准した国・地域は条約の定めに基づき、子どもの権利を実現するために自国内で関連の法律を作る、予算を確保する等、政策に取り組む必要があります。

子どもの権利条約の「4つの原則」

子どもの権利条約は全54条ですが、そのうち「一般原則」とされる条文が4つあり、これらをまとめて「4つの原則」と呼びます。この「4つの原則」を基礎に、条約全体が効果的に実施されていくことが期待されています。

([img/img_04.jpg](#)) ※画像クリックで拡大します

- **差別の禁止（差別のないこと）**
すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。
- **子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）**
子どもに直接・間接に関わることが決められ、行われるときは、「子どもが一番大切にしていること・最もよいこと」を第一に、子どもと一緒に考えます。
- **生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）**
すべての子どもの命が守られ、もって生まれた大切な力を十分にその子のペースで育めるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。
- **子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）**
子どもは自分にかかわるあらゆることについて、自由に意見を表すことができ、おとなはそれを子どもの発達に応じて真剣に受けとめ、一緒に考え行動していきます。

子どもの権利条約

日本ユニセフ協会抄訳

TOP > 子どもの権利条約 日本ユニセフ協会抄訳

第1条～

第10条～

第20条～

第30条～

全て開く

全て閉じる

第 1 条 子どもの定義

18歳になっていない人を子どもとします。

第 2 条 差別の禁止

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがい、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。

第 3 条 子どもにもっともよいことを

子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

第 4 条 国の義務

国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。

第 5 条 親の指導を尊重

親(保護者)は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。

第 6 条 生きる権利・育つ権利

すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。

第 7 条 名前・国籍をもつ権利

子どもは、生まれたらすぐに登録(出生届など)されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。

第 8 条 名前・国籍・家族関係が守られる権利

国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。

第 9 条 親と引き離されない権利

子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。

第 10 条 別々の国にいる親と会える権利

国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。

第 11 条 よその国に連れさられない権利

国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。

第 12 条 意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

第 13 条 表現の自由

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。

第 14 条 思想・良心・宗教の自由

子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。

第 15 条 結社・集会の自由

子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。

第 16 条 プライバシー・名誉の保護

子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。

第 17 条 適切な情報の入手

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

第 18 条 子どもの養育はまず親に責任

子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。

第 19 条 あらゆる暴力からの保護

どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

第 20 条 家庭を奪われた子どもの保護

家庭を奪われた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいたることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。

第 21 条 養子縁組

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親（保護者）のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。

第 22 条 難民の子ども

自分の国の政府からはく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。

第 23 条 障がいのある子ども

心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。

第 24 条 健康・医療への権利

子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。

第 25 条 施設に入っている子ども

施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。

第 26 条 社会保障を受ける権利

子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。

第 27 条 生活水準の確保

子どもは、心やからだですこやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。

第 28 条 教育を受ける権利

子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与え

られなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。

第 29 条 教育の目的

教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることを学ぶためのものです。

第 30 条 少数民族・先住民の子ども

少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。

第 31 条 休み、遊ぶ権利

子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。

第 32 条 経済的搾取・有害な労働からの保護

子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。

第 33 条 麻薬・覚せい剤などからの保護

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。

第 34 条 性的搾取からの保護

国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。

第 35 条 誘拐・売買からの保護

国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。

第 36 条 あらゆる搾取からの保護

国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。

第 37 条 拷問・死刑の禁止

どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯していたいほされても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。

第 38 条 戦争からの保護

国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。

被害にあった子どもの回復と社会復帰

虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。

子どもに関する司法

罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。

※第41条～第54条は、[子どもの権利条約全文（政府訳）](#)をご覧ください。



子どもの権利条約トップページ
 子どもの権利条約カード
 子ども向け学習サイト

子どもの権利条約
 日本ユニセフ協会抄訳
 ユニセフと子どもの権利条約
 子どもの権利条約の考え方
 子どもの権利条約を守るしくみ
 子どもの権利条約の歴史
 締結国・地域
 全文（政府訳）
 選択議定書

子どもの権利の実践
 Child Rights Education (CRE)
 子どもにやさしいまちづくり事業
 (CFCI)
 子どもの権利とビジネス原則
 ユニセフ 子どもの権利とスポーツの
 原則
 ユニセフこどスポ
 ユニセフ協会の取り組み

子どもの権利を学ぼう
 ユニセフハウス
 子どもの権利条約関連資料

HOME
 ユニセフについて
 募金・支援
 世界の子どもたちを知る
 ご支援者のみなさまへ

アクセス
 サイトマップ
 よくあるご質問/お問合せ
 個人情報の保護

公益財団法人 日本ユニセフ協会
 〒108-8607 東京都港区高輪4-6-12 ユニセフハウス
 郵便募金口座:00190-5-31000